



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名	太 陽 誘 電 株 式 会 社
コ ー ド 番 号	6 9 7 6 東 証 一 部
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 登 坂 正 一
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 増 山 津 二
T E L	(0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代)
U R L	http://www.ty-top.com/

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 28 年 5 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 75 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社の事業の現状に即し、今後の事業展開等に備えるため、事業目的の追加を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことにより、現行定款第 26 条(社外取締役との責任限定契約)および第 34 条(社外監査役との責任限定契約)につきまして、所要の変更を行うものであります。
- なお、第 26 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ～6. (条文省略) (新設)	(目 的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ～6. (現行どおり) <u>7. 蓄電素子およびエネルギー回生システムの開発、製造ならびに販売</u>
<u>7. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u>	<u>8. 前各号に附帯または関連する一切の業務</u>

<p>第3条～25条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第27条～33条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～39条 (条文省略)</p>	<p>第3条～25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～33条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第35条～39条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

定款変更のため株主総会開催日 平成28年6月29日(予定)
定款変更の効力発生日 平成28年6月29日(予定)

以上